

初診時の機能強化加算に係る院内掲示

当院は「かかりつけ医」として
次のような取り組みを行っています。

- ✓ 他の医療機関の受診状況や投薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- ✓ 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・専門の医療機関へ紹介します。
- ✓ 介護・保険・福祉サービスに関する相談に応じます。
- ✓ 夜間休日等緊急時の対応方法について情報提供いたします。

令和7年1月1日

百万遍クリニック

※厚生労働省のホームページ「医療機関情報提供制度」でかかりつけ医機能を有する医療機関、京都府は『京都府医療よろずネット』にて検索できます。